

第4 姫路市

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用途	特定建築物	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 200 m^2 、 主階が1階以外にあるもの又は A ₃ (注6) \geq 200 m^2	3年ごと
2 観覧場 (注4)、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 200 m^2 又は A ₃ (注6) \geq 200 m^2	平成32年 7月～10月
3 病院、診療所 (注5)、 老人ホーム又は児童 福祉施設等	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 300 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 300 m^2	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 300 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 300 m^2	3年ごと
5 下宿、共同住宅又は寄 宿舍	F \geq 6かつ A (注2) > 100 m^2 (Aは6F以上) (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者ゲ ループホーム、障害者グループホームについては地階・ F \geq 3 (注1) 又はA ₂ (注3) \geq 300 m^2)	平成30年 7月～10月
6 学校	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m^2	
7 体育館、博物館、美術 館、図書館、ホール、 場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツ練習 場	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) \geq 2,000 m^2 (学校に付属するものについてはA > 2,0 00 m^2)	3年ごと
8 百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 500 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 500 m^2	平成31年 7月～10月
9 事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) A₂ : その用途に供する2階部分 (避難階除く) の床面積の合計を示す。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) A₃ : 客席部分の床面積の合計を示す。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外に あるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ²	
3	病院、診療所（注5）、 老人ホーム又は児童 福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書 館、ホール、スキー 場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	
6	展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) 建築設備 : [換気設備] 煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。

政令第112条第16項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備（注8）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 主階が1階以外にあるもの又は A ₃ （注6） \geq 200m ²	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）、 A ₃ （注6） \geq 200m ²	
3	病院、診療所（注5）	地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3）（2階部分に患者の収容施設があるものに限る） \geq 300m ² 、	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 300m ²	
5	高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途（注9）	地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 300m ² 、 A ₄ \geq 200m ² （注7）	
6	次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場）	F \geq 3（注1）、 A（注2） \geq 2,000m ²	
7	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 500m ² A（注2） \geq 3,000m ²	

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m²を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注3) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注6) A₃ : 客席部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注7) A₄ \geq 200m² : その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上の建築物。
- (注8) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
- (注9) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 :
- 一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
 - 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 - 三 助産所
 - 四 盲導犬訓練施設
 - 五 救護施設、更正施設
 - 六 老人短期入所施設等
 - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - 八 母子保健施設
 - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。